

## 蒲郡市教育事務点検評価委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項に規定する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価を行うため、蒲郡市教育事務点検評価委員会(以下「委員会」という。)を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 蒲郡市の教育に関する事務の点検及び評価に関する事項
- (2) その他点検及び評価に必要な事項に関する事項

### (組織)

第3条 委員会は、委員3人以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから選任し、教育委員会が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

### (会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に会議の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育政策課において処理する。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月24日から施行する。